

見附市告示第68号

見附市介護用品購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

見附市長 稲 田 亮

見附市介護用品購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市介護用品購入費助成事業実施要綱（令和6年見附市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第6条中「9月末日」を「6月末日」に、「2月末日」を「12月末日」に改める。

第7条中「申請書によ」の次に「り」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。